

## 令和3年度の入札・契約制度の改善について

## ○ 尼崎市建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の設定方法の変更について

建設コンサルタント等業務委託の品質確保及びダンピング受注防止の観点から、国・兵庫県の基準に準じ、本市の建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の算定方法を次のとおり改正するとともに、現行において非公表である同業務委託に係る最低制限価格の算定方法を公表する。

## (1) 概要

## ア 現行

非公表

## イ 改正後

次の表のとおりとする。

業種区分	①	②	③	④	上限	下限
測量業務	直接測量費 × 1.0	測量調査費 × 1.0	諸経費 × 0.48	—	10分の 8.2	10分の6
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費 × 1.0	特別経費 × 1.0	技術料等経 費 × 0.6	諸経費 × 0.6	10分の8	10分の6
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費 × 1.0	直接経費 × 1.0	その他原価 × 0.9	一般管理費 等 × 0.48	10分の8	10分の6
地質調査業務	直接調査費 × 1.0	間接調査費 × 0.9	解析等調査 業務費 × 0.8	諸経費 × 0.48	10分の 8.5	3分の2
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 × 1.0	直接経費 × 1.0	その他原価 × 0.9	一般管理費 等 × 0.45	10分の8	10分の6
上記区分に 該当しないもの	当該経費 × 0.7	—	—	—	—	—

## (2) 実施時期

令和3年4月1日（同日以降に指名又は公告するものから実施）

以 上